

神栖市社会福祉協議会の労働者派遣事業について (派遣先事業所等を募集しています)

神栖市社協は、労働者派遣事業所として厚生労働大臣の許可を受け、福祉関係事業所等の窓口に、本会職員である福祉の専門職（社会福祉士・精神保健福祉士）を派遣する事業を通じて、公共の福祉向上への寄与をめざしています。

労働者派遣とは

被雇用者(派遣職員)が「派遣元事業所」と雇用契約を結び、「派遣先事業所」で働く雇用形態です。派遣職員にとっては、派遣元事業所が雇用主、派遣先事業所が実際の勤務先となります。

派遣職員への給与等の支払や社会保険などの事務手続は派遣元事業所が行います。派遣先事業所は、直接業務の指示だけを派遣職員に行うことができます。

神栖市社協では現在、神栖市内の事業所等を対象に、以下の要領で派遣先を募集しています。

○神栖市社協の派遣先募集内容

(1) 派遣対象職員

本会事務局規程第1条第1項に規定する正職員のうち、社会福祉士国家資格及び精神保健福祉士国家資格を保有し、相談援助の実務経験を10年以上有する職員です。

(2) 派遣職員が行う業務

社会福祉の総合的推進等を行うための相談援助業務を行います。具体的な業務内容、派遣人数及び派遣期間、責任の範囲などについては派遣先事業所と調整の上決定します。

(3) 派遣料金

労働者派遣に関する料金の平均額は**37,201**円（1日あたり。令和2年度実績）です。

(4) 派遣希望の申込み

本会職員の派遣を希望される事業所様は、まずお電話でお申し込みください。

なお、お申し込みをいただいた場合でも、本会の事情によりご希望にあわせた派遣ができず、お断りさせていただくことがありますのご承知おきください。

(5) 申込み・お問い合わせ先

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（神栖社協労働者派遣事業所 派08-300697）

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1

電話 0299-93-0294

担当 相良